

本宮市農業委員会 令和2年5月総会 議事録

1. 開催日時 令和2年5月22日（金）午後1時30分
2. 開催場所 白沢公民館 2階 「大ホール」
3. 出席委員
 農業委員会委員

1番 渡邊 謙輔	2番 遠藤 政幸	3番 國分 政利
4番 伊藤 隆一	5番 石橋 廣基	6番 三瓶 和彦
7番 渡邊 善幸	8番 三瓶 修藏	9番 渡辺 喜一
4. 欠席委員 なし
5. 遅参委員 なし
6. 職員 事務局長 橋本 信人 農地係長 伊藤 晋平 主事 弓田 周平
7. 書記 事務局（農地係長 伊藤 晋平）

事務局長	本日は、4月の連絡協議会で決定したとおり、特例として農業委員のみでの定例会開催といたします。欠席、遅刻の通告はありません。 それでは、次第により進めさせていただきます。
事務局長	それでは、開会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職務代理者	ただ今から、本宮市農業委員会5月定例会を開会いたします。 時節の事柄
事務局長	続きまして、会長よりあいさつを申し上げます。
会長 渡辺喜一	時節の事柄
事務局長	これより先は、本宮市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長を務め、議事を進行いたします。
会長 渡辺喜一	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、短時間で進めていきたいと考えておりますので、議事進行にご協力をお願いいたします。 出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 次に議事録署名委員を指名いたします。 農業委員3番 國分政利 委員 農業委員4番 伊藤隆一 委員 を指名いたします。 次に会期の決定ですが、本日限りと決定するに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、会期を本日限りと決定いたしました。
会長 渡辺喜一	日程に従いまして、5.報告「農地転用現地調査委員会報告について」報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。 (2番 遠藤 政幸 委員)
農地転用現地調査委員長	調査委員長に選任されました、遠藤政幸です。今回は、石橋廣基委員、國分政彦委員、佐藤博衛委員で調査を実施しました。 去る5月11日（月）、午後1時30分より、事務局からの説明後、申請人

等の立会いのもと 8 件の現地を調査いたしました。

最初に、議案第 24 号「農地の転用制限について」ですが、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づくもので、「一般住宅拡張が 1 件」、「農業用施設用地が 1 件」です。

件番 1 の一般住宅拡張についてですが、宅地造成の際に農地の一部にまで張り出して擁壁を設置してしまったため、今回の許可申請となっております。本来、擁壁を撤去しての原型復旧の是正を指導するところですが、擁壁の設置・撤去には多額の費用がかかるため、本人からの顛末書の提出をいただき、追認の許可はやむを得ないと判断したところです。

次に、議案第 26 号「農地の転用のための権利移動制限について」ですが、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づくもので、「建売住宅敷地が 1 件」、携帯基地局設置用作業ヤードが 1 件、「残土捨場敷地が 1 件」、「一般住宅敷地が 1 件」、「資材置場敷地が 1 件」です。

件番 3 の残土捨場敷地についてですが、平成 29 年 7 月と平成 30 年 7 月に、一部の農地、約 2,000 m²について、農地形状改良行為届が提出されておりますが、1m以上の盛土、また、その他の農地についても残土捨場として、すでに着手されておりました。地元農業委員及び事務局から届出等について指導をしてきた場所であります。今回、工事を中止し、許可申請が提出された場所であります。本来、残土撤去の是正を指導するところですが、かなりの土量であり、撤去は難しいと判断されます。申請人から顛末書の提出をいただき、追認の許可はやむなしと考えますが、現地調査委員会として判断できませんでしたので、本日の定例会において、農業委員全委員で現地調査をしていただき、決定していただきたいと思いますので、ご協議をお願いいたします。

なお、その他の申請地につきましては土砂等の流出並びに周辺農地へ及ぼす影響はないことを確認いたしました。

次に、議案第 27 号「現況確認証明願いについて」ですが、件番 1 は、すでに山林化しており耕作できるような状態ではありませんでした。

よって、今回の申請地番の許可は適当であると判断しました。

以上、現地調査委員の報告といたします。

会長 渡辺喜一 それでは、報告第 5 号に移る前に、議案 25 号「農地の転用のための権利移動制限について」の件番 3「白岩字柳内地内の残土捨場敷地」について、現地調査委員長より報告がありましたとおり、農業委員全員で現地調査を実施することにしたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なし)

会長 渡辺喜一 異議なしと認め、現地調査を行います。
それでは、ただちに出発いたしますので、1 階正面玄関前にご集合ください。暫時休憩いたします。

(現地調査)

会長 渡辺喜一 休憩前に引き続き、会議を行います。
続いて、報告第 5 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出に対する報

	告について」、さらに、4月定例会での許可についての報告を事務局より報告いたさせます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	4月定例会許可分は、4月24日付で、許可指令証を交付いたしました。
会長 渡辺喜一	報告事項でありますので、質疑は行わないことといたします。 それでは日程に従い、6.付議事件議案の審議を行います。
会長 渡辺喜一	議案第24号「農地の転用制限について」農地法第4条第1項の規定に基づく議案を上程します。 最初に、件番1について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め採決を行います。 議案第24号「農地の転用制限について」農地法第4条第1項の規定に基づく、件番1は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第24号「農地の転用制限について」農地法第4条第1項の規定に基づく、件番1は許可とすることに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、件番2について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め採決を行います。 議案第24号「農地の転用制限について」農地法第4条第1項の規定に基づく、件番2は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第24号「農地の転用制限について」農地法第4条第1項の規定に基づく、件番2は許可とすることに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第25号「農地の転用に係る事業計画の変更について」農地法第5条第1項の規定に基づく議案を上程いたします。 件番1について事務局の説明を求めます。

事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 25 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく「事業計画の変更」、件番 1 は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 25 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく「事業計画の変更」、件番 1 は許可とすることに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 26 号「農地転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。 最初に、件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 26 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 26 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 26 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。

会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 26 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 3 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	件番 3 につきましては、農業委員全員で現地調査をしていただきました。その内容をまとめたので報告いたします。 ※不受理とし、取り下げる。 ※これ以上、土を入れることを禁止とする。 ※今の状態で整地して、田の形にする。 ※その作業計画書を提出させる。 ※水田として使用し、他の目的では利用しない旨の誓約書または確約書を申請人(地権者も含む)に提出させる。 ※以上をまとめ、土地改良行為届を提出させる。 ※工事終了後、農業委員会で現地確認を行う。 以上、このように決定して異議はありませんか。 議案に対する質疑・意見等をお願いいたします。
農業委員会委員	先の顛末書のほかに、謝罪文を出してもらったほうがいいのか。また、農業委員会で出た意見を文書にして、会長、会長代理、局長、係長で説明に行ったほうがいいのか。
事務局長	先ほどの内容に含めます。
会長 渡辺喜一	質疑・意見を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 26 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は ※不受理とし、取り下げる。 ※これ以上、土を入れることを禁止とする。 ※今の状態で整地して、田の形にする。 ※その作業計画書を提出させる。 ※水田として使用し、他の目的では利用しない旨の誓約書または確約書を申請人(地権者も含む)に提出させる。 ※以上をまとめ、土地改良行為届を提出させる。 ※工事終了後、農業委員会で現地確認を行う。 ※謝罪文を提出させる。 ※農業委員会で出た意見を文書にして、会長、会長代理、局長、係長で説明に行く。 とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 26 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番

	3はそのように決定いたしました。 次に、件番4について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第26号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番4は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第26号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番4は許可することに決定いたしました。 次に、件番5について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第26号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番5は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第26号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番5は許可することに決定いたしました。 次に、議案第27号「現況確認証明願いについて」を上程いたします。 最初に、件番1について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第27号「現況確認証明願いについて」の件番1は許可することに異

	議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 27 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 は許可することに決定いたしました。 それでは、次に、議案第 28 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 28 号「農用地利用集積計画の決定について」の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 28 号「農用地利用集積計画の決定について」の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定いたしました。 以上をもちまして、議案はすべて終了いたしました。
事務局長	本日の日程、全部を終了いたしました。閉会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職務代理者	以上をもちまして、本宮市農業委員会 5 月定例会を閉会いたします。

令和 2 年 5 月 22 日
(閉会午後 3 時 30 分)

本宮市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議長 渡辺 喜一

議席 3 番委員 國分 政利

議席 4 番委員 伊藤 隆一